

高齢者虐待防止指針

1. 基本理念

高齢者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。そのため、社会福祉法人視覚障害者福祉会の基本的な考え方としてこの指針を定め、職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有する。

2. 組織的な取組

前項の目的を達成するために、高齢者虐待防止委員会(以下「委員会」という。)を設置します。

(1)委員会の職員

- ①施設長(責任者)
- ②看護職員
- ③各事業所責任者及び職員
- ④居宅介護支援専門員

3. 虐待の定義

(1)身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。また、当な理由なく身体を拘束すること

(2)介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること

(3)心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(4)性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること

(5)経済的虐待

本人の同意なしに金銭を使用する、または本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

4. 高齢者虐待・不適切なケアの未然防止の取り組み

職員は、高齢者虐待・不適切なケアを未然に防ぐために以下の取り組みを実施する。

(1)事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み

- (2) 提供する居宅サービスの点検と、虐待につながりかねない不適切なケアの発見・改善の取り組み
- (3) 高齢者虐待防止の理解を深める委員会の開催(6ヶ月/1回)
- (4) 職員が一体となり権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高める研修・教育の実施(年/1回)
- (5) 新任職員に対する研修・教育の実施
- (6) 職員のメンタルヘルスに関する組織的な取組
- (7) 利用者のケースに応じた成年後見制度の利用に関する検討
- (8) 指針およびマニュアルの定期的な見直しと周知

5. 虐待発生時の考え方

(1) 虐待の発見及び通報

- ① 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは本指針に沿って対応しなければならない。
- ② 利用者に虐待が疑われる場合には、虐待防止担当者(居宅管理者)に速やかに報告する。その後、居宅における苦情解決の仕組みと同様にすみやかな解決につなげる。

(2) 虐待に対する職員の責務

- ① 家庭内における高齢者虐待は外部からは把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ② 虐待防止担当者(居宅管理者)はサービスの提供先において虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、虐待防止責任者(法人事務局長)へ報告するとともに速やかに市の担当者へ報告する。

・大町町役場大町町地域包括支援センター電話(0952-82-3187)

- ③ 委員会では発生した虐待について、その発生原因等の分析から得られる再発の防止策について話し合い、定期的にその効果について評価を行う。

6. 指針の閲覧について

当法人での高齢者虐待防止指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにすると共に、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧をできるようにします。